

電子渡航認証システム（E S T A）に関する追加情報（その2）

平成 20 年 12 月 8 日
在シカゴ日本国総領事館

1. 米国の電子渡航認証システム（E S T A）が 2009 年 1 月 12 日以降、義務化されることについては、既にお知らせしましたところですが、グアム及びサイパンを含む北マリアナ諸島の取扱いは次のとおりです。

（1）グアムについては、グアムのみ 15 日以内の滞在であれば、E S T A に申請して渡航認証を受ける必要はありませんが、それを超える場合には、E S T A への申請が必要になります。

（2）サイパンを含む北マリアナ諸島は、現在は E S T A に申請して渡航認証を受ける必要ありませんが、2009 年 6 月 1 日以降は E S T A への申請が必要になります。

2. E S T A に関する詳細については、[こちら](#)を御参照ください。